

危険ブロック塀等除却事業のご案内

《 危険ブロック塀等除却事業 》

道路に面したブロック塀等で、倒壊等の危険性のあるブロック塀の除却を希望する世帯に対して費用の一部助成を行うものです。

補助対象ブロック塀

以下の全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造等組積造の塀及び門柱です。

- ・ 道路からの高さが1m(擁壁上の場合は0.6m)以上のもの。
- ・ ブロック塀等の一部を除却するときは、その塀が接する道路面からおおむね0.6m以下の高さにするもの。
- ・ 市が行うブロック塀等の現地調査において、危険と判定されたもの。

補助金額

下記のいずれか低い額

- ・ 補助対象経費に5/6を乗じて算定した額
- ・ 除却面積(1㎡)あたりに1万円を乗じて算定した金額(上限37万5千円)

※1 鉄製フェンスとの混用塀の場合、鉄製フェンス部分の見付面積は1/2を乗じて算出。

※2 門柱については表面積に1/2を乗じて算出。

受付期間

令和6年4月15日(月)～令和6年12月13日(金) ※予算がなくなり次第終了

《 塀等設置事業 》

上記除却事業による除却跡地に塀等を設置する場合に費用の一部助成を行うものです。設置事業のみは対象外となります。

補助対象

以下のいずれかに該当するものです。

- ・ 生け垣の場合、高さ1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などで適切に固定したもの。
- ・ フェンス、板塀の場合、高さ60cm以上のものとし、基礎などを設置し適切に固定したもの。
- ・ ブロックを利用しフェンス、板塀等を設置する場合、道路からのブロック天端までの高さをおおむね60cm以下とするもの。

補助金額

設置延長(1m)あたりに1万円を乗じて算定した金額(上限10万円)

受付期間

令和6年4月15日(月)～令和6年12月13日(金) ※予算がなくなり次第終了

申込み・問い合わせ : 東松島市 建築住宅課 建築係 (鳴瀬庁舎2階)

TEL 0225-82-1111(内線2205)